# 業務仕様書

## １　業務内容

性犯罪被害相談電話＃８１０３（ハートさん）の広報及び警察による犯罪被害者等支援の活動内容動画制作業務

## ２　委託期間

契約締結日から令和７年10月17日（金）までの間

## ３　契約金額

1,399,200円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

## ４　契約業者決定方法

契約希望者から提出を受けた企画案及びサンプル作品について、企画性やデザイン性を評価する企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）によって契約業者を決定する。

## ５　仕様コンセプト

性被害に遭われたあらゆる年齢層の方が、性犯罪被害相談電話＃８１０３（ハートさん）に相談することで、一人で悩みを抱え込むことなく、相談に繋げるとともに、警察による犯罪被害者等支援について広く周知を図る。

⑴　企画内容の説明

契約希望者は本業務に関する企画書を作成し、動画については絵コンテ、イメージ写真又はサンプル動画を添付して、別途、委託者が指定する日時において、コンペの選定者に対して企画内容を説明すること。

⑵　デザイン

成果物は、統一感のある一連のデザインとすること。

⑶　動画制作業務

以下の内容の動画を制作するものとする。

ア　本数・尺

| | | | |
|---|---|---|---|
| (ｱ) | 成人向け（13歳以上）動画 | １本 | ５～10分程度 |
| (ｲ) | 上記ショート動画 | １本 | 15～30秒程度 |
| (ｳ) | 児童向け（12歳以下）動画 | １本 | ３分程度 |
| (ｴ) | 上記ショート動画 | １本 | 15～30秒程度 |

イ　用途

(ｱ)　YouTubeへのアップロード及びＳＮＳにおける広報用

※サムネイルも作成すること。

(ｲ)　デジタルサイネージ、ＬＥＤビジョンでの放映

(ｳ)　ＤＶＤプレーヤーでの再生

(ｴ)　パソコンでの再生

ウ　形式

(ｱ)　実写、アニメーション、ＣＧ等形式を問わない。

(ｲ)　写真やスライドをつなげただけのものは不可とする。

(ｳ)　字幕やイラスト等で、音声がなくても理解できる内容とする。

(ｴ)　YouTube及びＳＮＳでの再生に合った横向きサイズ（アスペクト比16：９）とする。

エ　内容

性犯罪被害相談電話＃８１０３（ハートさん）及び警察による犯罪被害者等支援の活動内容を、成人向け、児童向けに分かりやすく紹介する。

相談電話を利用することに対する不安感やマイナスイメージを払拭する。

オ　納品形態

５(3)イの用途で使用可能なようにデータを編集して記録した電子データをＤＶＤ等の電子媒体でそれぞれ納品すること。

カ　校正

最大５回まで行うこと。

キ　納入期限及び納入場所

(ｱ)　納入期限

令和７年10月17日（金）まで

(ｲ)　納入場所

三重県警察本部警務部警務課被害者支援室

ク　留意事項

(ｱ)　動画には、委託者が提供するキャラクターデザイン（犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュッとちゃん」及び三重県警察オリジナル広報用キャラクター）を活用すること。

(ｲ)　動画の放映地域は「三重県内」、年齢層のターゲット設定はおおむね「13歳～70歳代（成人向け）」、「12歳以下（児童向け）」とすること。

(ｳ)　受託者は、制作開始前に台本、絵コンテ等を委託者に提出し、承認を得ること。

(ｴ)　音楽素材やイラスト等の使用に関しては、オリジナル又はフリー素材を使用するなどし、著作権の問題が生じないようにすること。

(ｵ)　成果品の所有権は、成果品の引き渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

(ｶ)　成果品は、委託期間の終了後も上記用途で使用できるようにすること。

委託期間の終了等をもって第三者の知的財産権や著作人格権等を侵害する場合は、成果品を侵害のないものに改変する、委託者が成果品を利用することが可能となるように当該第三者の許諾を得る等の措置を講じておくこと。

6　著作物の利用及び著作権

⑴　本業務により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、委託者に帰属するものとする。

⑵　成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

⑶　前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。

⑷　成果品等のうち、上記⑵の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。）できるものとする。

⑸　成果品のうち、上記⑵の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は委託者が成果品を利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

⑹　委託者は、著作権法第20条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために成果品等を改変し、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

⑺　受託者は、上記⑵又は⑶に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

⑻　本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等に係

る一切の対価及び経費は、契約金額に含まれるものとする。

⑼　受託者が受託者の営業のために成果品等を使用し、又は改変する場合には、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

⑽　委託者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、委託者が当該成果品等を自ら使用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下、総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして委託者に対して何らかの訴え、異議、請求等（以下、総称して「紛争」とする。）がなされ、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

⑾　前項において、成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者・受託者協議の上、受託者は次のいずれかの措置をとるものとする。

ア　成果品を侵害のないものに改変すること。

イ　委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

⑿　前項の規定は、本契約の終了後も適用する。

## 7　再委託の制限

⑴　受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

⑵　前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

## 8　その他

⑴　本業務に関する留意事項

ア　本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は随時委託者と協議しながら業務を進めるものとする。

イ　本仕様書において明示のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、決定するものとする。

ウ　本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は委託者と緊密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

⑵　特記事項

ア　受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ｱ)　断固として不当介入を拒否すること。

(ｲ)　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ｳ)　委託者に報告すること。

(ｴ)　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ　受託者がア(ｲ)又は(ｳ)の義務を怠ったときは、暴排要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。